

さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴い、
公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、
次の期間延期する。

令和8年1月19日

さいたま市浦和区選挙管理委員会委員長 玉井哲夫

1 登録の移替えを延期する期間

令和8年1月19日から令和8年2月8日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録
の移転の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿へ
の登録の移転がなされていない者